

あびこ女性会議ニュース 第29号

発行：あびこ女性会議 発行日：2022年2月 日

あびこ女性会議ブログ：<http://www.voluntary.jp/weblog/myblog/1520>

講演会報告

結婚したらなぜ同姓にするの？

—選択的夫婦別姓制度を考える—



結婚した夫婦は同姓にすることが法律で決められていますが、望む夫婦は別姓でもいいのでは、そんな考えの人も増えており、選択的夫婦別姓制度について関心が高まっています。一方そんな制度はあまり知らないと言う人も。そこで、あびこ女性会議は2021年12月、市と共催で夫婦の姓について考える講演会を行ないました。

講師は、中央学院大学法学部教授で民法が専門の三宅篤子さんにお話をしました。基本的なことを学びたいとの依頼に、氏(姓)とは何か、戸籍制度の歴史や原則、これまでの選択的夫婦別姓制度に関する政府や司法の動きなどを、丁寧にお話しいただきました。概略を報告します。

中央学院大学法学部の三宅です。我孫子市の皆様には日頃から、本学の駅伝や野球などを応援していただきまして、本当にありがとうございます。大学では学問におきましても皆様に貢献してまいりたいと思います。

そこで、本日は、法学部の教員として選択的夫婦別姓制度についてお話しさせていただきます。

夫婦が望む場合には結婚後も夫婦がそれぞれの姓を称することを認める制度を一般的に**選択的夫婦別姓制度**といいます。民法等の法律では姓や名字を「氏」といいますので、夫婦別氏制度とも呼びます。

現在の民法では、結婚に際し男性か女性のいずれか一方が必ず姓を改めなければなりません(民法750条)。どちらの姓でもいいわけですからこれは形式的には男女平等といえますが、現実には圧倒的に女性が改姓しており(令和元年95.5%)、実質的には男女不平等な状況といえます。

【氏とは】

はじめに「氏」(民法では、「姓」のことを「氏」といいますので、以下では主に「氏」という言葉を使用させていただきます。)についてお話しします。氏は明治民法(1898年施行)では家の「呼称」と考えられており、家に属する者はすべて戸主と統一の氏を称しました。この「家」制度は、男系的、父権的性格を持ち、戸主は戸主権を有し、家産を管理しメンバーを束ねていました。

戦後施行された日本国憲法は個人の尊厳と両性の本質的平等を定めました。それに伴い、1947年に、家族法(民法第4編親族、第5編相続)が大きく改正されました。主な改正点は①「家」制度が廃止され夫婦と未婚の子からなる近代家族(核家族)が家族のモデルになったこと、②平等相続、③婚姻は男女の合意のみによって成立すること、④夫婦の平等です。

このように、家族法は根本的に改正されましたが、

氏は戸籍法とともに存続しました。

人は生まれると同時に氏を取得します(生来取得)。嫡出の子は父母の氏を称し(親子同一氏の原則)、嫡出でない子は母の氏を称する事になります。

氏は、婚姻、離婚、縁組、その取消しなど、身分変動に伴い変動します。このような氏の性質を氏の身分性といい、身分変動がないかぎり氏の変更は簡単には認めないことを意味しています。ただし例外として、意思表示により変更できる場合があります。

夫婦の一方が死亡した場合、氏はそのままです。復氏したい場合は届け出る必要があります。夫婦が離婚した場合、元の氏に戻ることになりますが(復氏強制)、そのまま結婚後の氏を継続すること(婚氏統称)も1976年から認められました。

【戸籍制度とは】

戸籍制度は私たち日本人の身分上の事実や親族関係を登録し公証する制度です。戸籍法は、民法の特別法で民法と一体となり親族にかかわる諸関係等を規律します。

明治民法下では、天皇制との関わりから「家」制度構築のため、戸籍は「家」制度の登録簿として確立しました。抽象的な家の存在を戸籍という紙の上に現わしたもので、それが人々の意識に働きかけていたという指摘もあります。

戦後、「家」制度は廃止されましたが、氏や戸籍制度は改正されたものの存続しました。戦後の戸籍編成には二つの原則があります。

1. 氏の同一性の原則…同一戸籍に入るのは、夫婦と氏を同じくする未婚の子のみとし、親子であっても三代が同一戸籍に入ることは禁止されています(三代戸籍の禁止の原則)。
2. 家族簿主義…個人単位での登録はせず、一定の範囲の家族を単位として登録します。

なお、西欧には身分証書制度というものがあります。教会における出生・婚姻・死亡の登録を発生源とする制度です。これは個人の証書であるため、戸籍筆頭者は不要です。

【選択的夫婦別姓制度導入への動き】

平成3(1991)年から法務省内で婚姻制度等の見直し審議が始まり、平成8(1996)年2月には法務大臣の諮問機関である法務省法制審議会民法部会が「民

法の一部を改正する法律案要綱」を答申しています。この要綱で、選択的夫婦別姓制度の導入が提言されています。この答申を受け平成8年と22年に法案を準備しましたが、国民各層にさまざまな意見があること等から、いずれも国会に提出するには至りませんでした。

法務省のホームページでは、この答申や法案を閲覧することができます。そこで、この法案が実現したならばどのようになるかについてご説明します。

○制度が導入された場合の夫婦…同氏夫婦と別氏夫婦は同氏または別氏を名乗っているかという点が違うだけで、ほかはなにも違うところはありません。もちろん夫婦間の権利義務や子どもに対する親の責任や義務についても異なるところはありません。

○子どもについて…さまざまな意見がありますが、結婚の際にあらかじめ子どもの名乗る氏を決めておくという考え方が採用されています。子どもが複数いるときは子ども全員同じ姓を名乗ることとされています。また、子どもの氏の変更は家庭裁判所の許可があればできるとされています。

○別氏夫婦の戸籍…別氏夫婦、同氏夫婦いずれも同一の戸籍に在籍するものとされています。

○制度導入前に結婚した同氏夫婦…一定期間内に戸籍法の定める手続きに従って届け出る等の要件を満たすことで別氏夫婦になることができるとされています。

【外国では夫婦の氏はどうなっているのか】

国によってさまざまですが、平成22年に法務省が行なった調査結果をご紹介します。

夫婦同氏と夫婦別氏の選択を認めている国	アメリカ合衆国(ニューヨーク州の例)、イギリス、ドイツ、ロシア
夫婦別氏を原則とする国	カナダ(ケベック州の例)、韓国、中華人民共和国、フランス
夫の氏は変わらず妻が結合氏となる国	イタリア

なお、結婚後に夫婦いずれかの氏を選択しなければならないとする制度を採用している国は、日本だけとされています。

【旧姓の使用拡大】

政府は女性活躍推進等の観点から、旧姓の通称としての使用拡大に向けて力を入れて取り組んでいます。令和元年からはマイナンバーカード、運転免許、パスポート等で、旧姓併記が可能となっています。

【選択的夫婦別姓制度についての司法の判断】

選択的夫婦別姓制度に関しては、二つの最高裁判所大法廷における判断があります。

1. 平成27（2015）年12月16日判決

夫婦同氏を定めた民法の規定が、憲法（13条、14条1項、24条1項及び2項）に違反すると主張し、規定を改廃する立法措置をとらない立法不作為の違法を理由に国に損害賠償を請求した事案⇒憲法違反ではなく、立法不作為にもあたらないとしました。

2. 令和3（2021）年6月23日の大法廷決定

夫婦それぞれの氏を書いた婚姻届が不受理処分となったため、この処分が不当であるとして受理を命ずるよう申立てた事案。この申立の論旨は、夫婦同氏を規定した民法750条の規定やこれを受けた婚姻届の記載必要事項に関する戸籍法74条1項の規定が憲法24条に違反しているというもの。⇒平成27年の判決以降の状況の変化、つまり女性の有業率の上昇、管理職に占める女性の割合の増加その他の社会的変化、選択的夫婦別氏制の導入に賛成する者の増加その他の国民の意識の変化といった諸事情を踏まえても、27年の判決の判断を変更すべきとは認められず、憲法24条違反にはあたらないとしました。

最高裁は、同氏の規定は憲法違反ではないという判断をしています。令和3年の反対意見をみると今後の課題も見えてきています。反対意見が後に多数意見となることもありますので、注目に値します。反対意見の論点をいくつか挙げてみましょう。

○家族の多様化・・・夫婦とその未婚の子からなる世帯はもはや典型的な世帯であるとはいえません。晩婚化、非婚化、離婚・再婚の増加により、家族は多様化していると指摘されています。日本国民と外国人との結婚も増加し、その間の子も生



まれています。

○旧姓の通称使用・・・婚姻により氏を変更した当事者が有する生来の氏名に関する人格的利益の喪失とそれによる不利益を一定程度のみ解消させるものでしかなく、旧姓の通称使用が拡大したとしても公的な証明を必要とする場合は残りますので、旧姓の通称使用ができることは決して夫婦同氏制の合理性の根拠になるものではないと指摘されています。また、二つの氏を使いわけると負担の増加という問題が新たに生じています。

○女子差別撤廃委員会の勧告・・・日本が批准している女子差別撤廃条約に基づいて、夫婦同氏制に関する勧告をたびたび受けていることについても言及しています。立法府は同条約が定める義務に違反する法律を改廃し、同条約を誠実に遵守する義務があります。

以上、さまざまなこととお話させていただきましたが、最後に私の考えを次のようにまとめてみたいと思います。

★戦後70年の間に家族のあり方は著しく多様化していますので、近代家族（核家族）は家族のモデルとしての役割を終えようとしていると考えます。

★国際的な動向、すなわち女子差別撤廃委員会の勧告にも着目する必要があります。

★婚姻前の氏を通称として使用する運用が広がっていますが、それだけでは困難な問題も生じるのではないかと思います。

これで、夫婦別姓制度に関するお話を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

（佐竹記）



美味しい野菜をとどけたい

杉浦農園経営 杉浦 和代 (すぎうら かずよ)さん

スーパーの野菜コーナーで **杉浦 和代** のシールを貼付した“ほうれん草”や“枝豆”が大人気！こんなに美味しい野菜を出荷している女性に、是非お会いしたいと取材を申し入れました。

2021年晩秋、早朝の出荷作業を終えたばかりの姿で、にこやかに自宅へ迎えてくださいました。地域密着型農業経営に勤しむだけでなく、書道家の顔もお持ちの、明るくパワフルな杉浦和代さんでした。

◆我孫子で農業を続けることに

自然豊かな北海道で、昭和21年、5人兄姉妹の長女に生まれました。20代の頃には、東京に出て親戚の病院で働いていました。昭和46年12月に結婚して我孫子に来ました。主人は東京出身ですが、我孫子に農地と家を取得し、農業経営を始めていました。当時、人気があったツマミナを栽培し、東京の市場に出荷するのです。夜中12時ころ起きて畑に行き、夜明け前に収穫して、市場に届けるという毎日を頑張りました。結婚して初めて農作業をしましたが、手をかければかけるほど美味しい野菜が育っていく農業が生き甲斐になり、農業経営についても、提案できるほどになりました。

◆「杉浦農園」経営のこだわり

地主さんの協力を得て年々農地を拡げ、現在の農地面積は2.5haです。農園の経営も地域密着型に変え、農業の土台である土作りにこだわり、栽培や出荷に創意工夫を繰り返しながら、安全で本物の美味しい野菜を食べて頂きたいと心を込めて営農してきました。ほうれん草、小松菜、白菜、ねぎ、ブロッコリー、枝豆、南瓜など約10品目を栽培、市内の直売所やスーパーに出荷しています。特に、冬はほうれん草、夏は枝豆が人気です。珍しい野菜には「レシピ」を添付したり、試食用枝豆を置いたりしています。お客さんに喜ばれるのが一番嬉しい！

農作業を『あびこ型「地産地消」推進協議会』の援農ボランティアさんに協力してもらっています。収穫、袋詰めなどパートさんのサポートや助言もありがたいです。「体験農業」の受け入れもしています。土や野菜と触れあっている子どもたちや施設のお年寄りの笑顔は

最高です！

長男、次男が生まれた昭和47～50年代は、子育てと農作業と猛烈に忙しく、中央学院大学の学生さんに下宿してもらって、子守りや家庭教師をお願いしたり、幼稚園では時間外保育をお願いしたりと、沢山の方の助けを頂きました。子育てと仕事の両立に悩むお母さんたちの気持ちが良く分かります。

◆趣味から書道家と着付け講師に

農業経営、主婦、母親の役割とは別に、自分自身のために何か始めたいと、40歳の時、好きだった書道を習い始め、ペン習字、墨字の師範の資格を取りました。平成4年に《自琢書院》を自宅で開き、大人を主に学生さんたちと楽しくお稽古しています。所属する書道連盟の「一般ペン字部」のお手本を毎月、責任を感じつつ作成するのが楽しみです。

(※自宅には、沢山の作品が展示されていました)

息子たちが中学生の頃、ご近所のお嬢さんの着付けをして喜ばれ、それをきっかけに着付け講師の資格を取得しました。成人式・七五三には、美容院でお手伝いもしました。

♥自分らしい生き方を模索中！

後期高齢者の仲間入りをした今、これからの杉浦農園の経営を模索しながら、お客さんに喜ばれる野菜を細々とスーパーに出荷していきたいと思っています。同時に、趣味の「書道」に軸を移していきたいと考えています。

長いコロナ禍による巣ごもり生活で食への関心が高まっています。こんな時こそ、安全で新鮮な野菜を、皆さんにお届けしたいと思います。(濱田記)

